

地下貯蔵タンク等の在庫の管理及び危険物の漏えい時の措置に関する計画届出書

年 月 日			
飛驒市消防本部消防長 あて			
届 出 者			
住 所 _____ (電話 _____)			
氏 名 _____			
設 置 者	住 所	電 話	
	氏 名		
製 造 所 等 の 別		貯蔵又は取 扱所の区分	
設 置 の 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号		年 月 日	第 号
設 置 場 所			
在庫管理に従事する者の 職 務 及 び 組 織			
在庫管理に従事する者に 対 す る 教 育			
在 庫 管 理 の 方 法			
危険物の漏れが確認され た場合に取りるべき措置			
そ の 他 必 要 な 事 項			
※ 受 付 欄		※備 考	

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 法人にあつては、その名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。
- 3 ※印の欄は、記入しないこと。

1 点検実施体制

- 1 点検者を次のものに定める。
管理者（ ） 点検実施者（正）（ ）
点検実施者（副）（ ）
- 2 点検実施者は、予防規程に定める点検を実施する。

2 在庫管理の対象施設

1 地下タンク

タンクNo.	油種名	容 量	タンク構造	漏洩検査管	埋設配管	完成検査年月日
1		KL		本		
2		KL		本		
3		KL		本		
4		KL		本		
		KL		本		
		KL		本		
		KL		本		

3 点検実施体制へ関与する者への教育体制

- 1 対象者
点検実施者(正)（ ） 点検実施者(副)（ ）
- 2 実施期間
2回/年 ※対象者が交代した場合は、随時
- 3 教育事項
 - ① 点検義務等に関する基本的事項
→点検実施計画書の意義・目的の理解
→点検管理に関する消防法の理解
→点検管理の対象となる設備の理解
 - ② 在庫管理の点検方法及び記入方法
 - ③ 漏洩検査管の点検方法及び記入方法
 - ④ 異常時の対応
→以上の判断基準の理解
→異常時対応手順の理解

4 点検方法

- 1 漏洩検査管による確認に加えて危険物の貯蔵又は取扱数量の1/100以上の精度で在庫管理を行うことにより、1週間に1回以上危険物の漏れを確認する。

2 漏洩検査管点検方法

- (1) 専用工具又はプライヤーを使い、蓋を開ける。
- (2) 漏洩検査管内に3～5 m程度の金属巻き尺又は棒を挿入し、金属製巻き尺等に油分が付着していないか臭いまたは目視で確認する。

3 在庫管理の方法

- (1) 在庫管理を実施する際の在庫量の測定方法は、それぞれ下記の測定機器・器具を用いて行う。

①遠隔式液面系

地下タンクに内蔵された液面感知装置と屋内に設置された液面表示装置が有線又は無線で遠隔通信されている。屋内の液面表示装置を読みとり、在庫量を計測する。計測したデータは必要に応じプリントアウト(印刷)して確認することができる。

②タンク直上式液面系

地下タンク上部に設置された液面計測器の数値を読み取り、在庫量を計測する。計測にあたっては、液面計が設置されているタンク上部マンホールを開け、液面計の数値を直接読み取る。読み取り誤差が出ないように、必ず液面系の真上から計器の数値を確認する。

③検尺棒

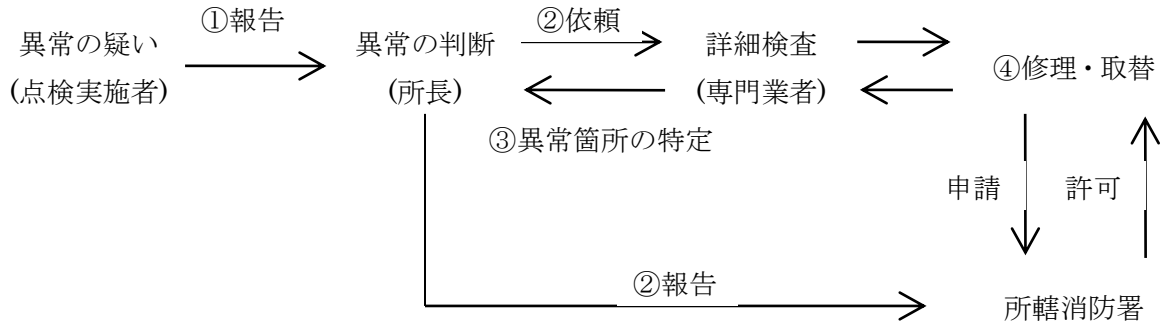
- ・検尺棒はタンクに対して1 / 100以上の精度の目盛りが刻まれたものを使用する。(例10KLタンクの場合、最小目盛り100Lで刻まれたものを使用すること。)
 - ・タンク上部マンホール内に設置されている検尺口を開け、専用の検尺棒を地下タンクの底板に当たるまで静かに挿入し、速やかに引き上げ、検尺棒に付着した油の位置を読み取り、在庫量を計測する。(なお、検尺棒の液面付近に、油に反応(変色)する薬剤を塗布して計測すると、より読み取りやすく、正確に計測できる)
 - ・ローリー荷下ろし時や直後は、地下タンクの液面が揺れているので、在庫量の計測は行わない。
 - ・在庫量の読み取りは、検尺棒に付着した油の位置を読み取ることにするが、付着した油の位置が目盛りと目盛りの間にある場合は、目測で目盛りの間を10等分して読み取るようにする。(10KLタンクで、5,100Lと5,200Lの間に、付着した油の位置がある場合に、その位置がほぼ中間であれば、5,150Lと読み取る。)
- (2) 在庫管理は「地下タンクの在庫と漏洩検査管点検表」に記入すること。

5 異常の判断

1 在庫管理時の異常

- ・週1回以上実施する在庫管理において著しい増減が発生した場合は異常と判断する。(異常の判断については、事前に在庫の累計増減率の異常を判断する基準を決めておいてください。)

6 異常時の対応



- ① 点検実施者は上記5.に記載されている異常が疑われた場合は、速やかに管理者に報告する。
- ② 管理者は点検実施者から報告された「異常の疑い」が油漏洩による異常であると判断された場合は、速やかに所轄消防署に報告するとともに専門業者に詳細検査を依頼する。
- ③ 専門業者は異常箇所の特定を行い、管理者に報告する。
- ④ 管理者は所轄消防署と相談の上、適切な修理・取替を計画し申請、許可を受け、復旧工事を実施する。